

1. 件名：1号機及び2号機非常用ガス処理系配管の一部撤去作業の進捗状況に係る面談
2. 日時：令和3年11月24日（水）10時00分～11時20分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
澁谷企画調査官、大辻室長補佐、佐藤（雄）管理官補佐、
高松専門職、久川係員、高木技術参与

佐藤（匡）室長補佐、平山技術参与、林技術参与（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力規制事務所

松本原子力運転検査官（テレビ会議システムによる出席）

東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、1号機及び2号機非常用ガス処理系（以下、「SGTS」という。）配管の一部撤去作業の進捗状況について、資料に基づき、以下の説明があった。

【クローラークレーンの不具合について】

- クローラークレーンの月例点検実施時に旋回用減速機（以下、「減速機」という。）3台中2台のベアリング部近傍から異音を確認したため、異音を確認した減速機のカバーを取り外して外観確認を行ったところ、ピニオンシャフトのわずかな振れ及びベアリング部の発錆を確認した。
- ベアリングについては、消耗品であるため、異音が確認されていない減速機も含めて新規製作品への交換を予定しているが、ピニオンシャフト及びギア部については長納期品のため、調達に最長4ヶ月の期間を見込む必要がある。
- 現在、減速機の分解点検を行っており、ベアリング等の消耗品の交換のみで対応が可能な場合、配管切断作業は2021年12月中旬の開始となる（工程ケース1）。
- 分解点検結果により、ピニオンシャフト及びギア等の長納期品の交換が必要となった場合、配管切断作業は2022年4月開始となる（工程ケース2）。
- なお、クローラークレーンについては年次点検を遅くとも2022年1月末から実施しなければならないため、工程ケース1の場合、先行して年次点検を実施することを計画しており、それに伴い配管切断開始時期がさらに1か月遅延する可能性がある。

【SGTS 配管の一部撤去作業の遅延による影響について】

- 1号機及び2号機廃棄物処理建屋（Rw/B）雨水対策工事の進捗について
 - ◇ 建屋内の雨水流入を防止するため、1/2号機Rw/Bについては、建屋2階部分のガレキ撤去を行った後、既存建屋2階床面の貫通部を防ぎ、新たに排水ルートを設定して排水先を切り替えることを計画している。
 - ◇ ガレキ撤去を行うにあたっては、SGTS配管と干渉するエリアが存在することから、現在、干渉しないエリアの撤去作業等を実施中であり、今後、干渉するSGTS配管の撤去が完了次第、主排気ダクトの撤去作業・ガレキ撤去作業・排水ルート切替作業を順次実施する。

- 1号機燃料取り出しに向けた工事の進捗について
 - ◇ 1号機燃料取り出しのための大型カバーの設置に係る実施計画の変更申請については審査中であり、現在構外ヤードにて構台の地組作業等の準備作業を実施しているところだが、今後の実際の工事手順において、下部構台の突出部が SGTS 配管と干渉するため、SGTS 配管切断を先行して行う必要がある。
- 原子力規制庁は、上記説明内容を確認するとともに、以下のとおりコメントを行った。
 - クローラークレーンの減速機の分解点検結果も含めて、SGTS 配管の一部撤去作業に係る今後の工程の見通しがつき次第、早急に報告すること。
 - 配管内部からのダスト飛散対策として SGTS 配管内に注入した発泡ウレタンについて、審査の中で約6ヶ月は健全性が担保されると説明されたところ、工程ケース2の場合、注入開始時（2021年9月）より6か月以上経過することから、発泡ウレタンによる配管端部の密封性の確認方法について、具体的な根拠を示した上で説明すること。
 - クローラークレーンの不具合事象に係る原因調査及び再発防止策の検討結果を示すこと。併せて、今回のような長納期品の劣化不具合の恐れに鑑みて、大型クレーンを含む廃炉行程において重要度の高い設備に関して、点検内容や点検頻度、予備品管理等について長期保全の観点から整理して示すこと。
 - SGTS 配管の一部撤去作業の影響を受ける作業も含めて、関連作業全体のスケジュールを示すこと。

6. 資料

- 【面談資料】1号機及び2号機非常用ガス処理系配管の一部撤去の進捗状況について